

社会福祉法人名古屋厚生会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日
2. 目標と取組内容・実施時期

目標：正職員の平均勤続年数を15年以上とする。

取組内容・実施時期

- 令和4年4月～ 過去3年の平均残業時間を部署ごとに確認
- 令和4年9月～ 全職員を対象として、超過勤務削減、業務効率化に関するアンケートを実施する。
- 令和4年12月～ アンケート結果を分析し、全職員が閲覧できる場所に掲示するとともに、結果を踏まえた課題を検証する。
- 令和5年4月～ 平均残業時間を毎月把握するとともに、超過勤務削減の取り組みを示す。
- 令和5年9月～ 全職員を対象として、育児・介護関係制度に関するアンケートを実施する。
- 令和5年10月～ 育児休業および介護休業からの復職者に対し、施設長等による面談を行う。
- 令和5年12月～ アンケート結果を分析し、全職員が閲覧できる場所に掲示するとともに、結果を踏まえ職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりを検証する。
- 令和5年4月～ 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を行う。
様々なハラスメントが起こらないようにするために施設長等への研修等による周知徹底を行う。